大分県が指定する実施団体以外での法定講習の受講及び宅地建物取引士証の交付手続について（他県法定講習受講手続案内）

法定講習につきましては原則として大分県が指定する実施団体が実施する講習を 受講していただいております。　　しかし遠隔地にお住まいのため大分県で開催される法定講習の受講が困難である などやむを得ない事由があると認められた方については他の都道府県知事が指定し た法定講習の受講も認めます（ただし、当該講習の実施団体が大分県に登録されてい る宅地建物取引士の受講を認める場合に限ります。）ので希望される方は次のとおり 手続をお願いします。

１　受講希望者が受講を希望する都道府県の法定講習実施団体に大分県登録の宅地 建物取引士が受講可能かどうかを確認の上次の手順へ。

２　法定講習受講許可申請書を大分県土木建築部建築住宅課に提出（郵送可）。

【必要書類】

・　講習受講許可申請書
・　申請者の住所・氏名を宛先として記入した返送用封筒（定形110円切手貼付）
＊　資格登録簿の内容（氏名、住所、本籍、勤務先）に変更がある場合は、同時に資格登録簿変更登録申請書及びその添付書類を提出してください。

３　講習受講許可書が到着したらそれを持って、講習実施団体に受講申込みをする。
注）満期日前６ヶ月に開催される法定講習会を受講して下さい。

４　法定講習の受講後、講習実施団体の主催者に法定講習受講証明書（講習受講承認書の下部分）に証明（記名・押印）をしてもらう。

５　次の書類を（公社）全日本不動産協会　大分県本部へ簡易書留で郵送。　【必要書類】

・　法定講習受講証明書
・　宅地建物取引士証交付申請書
・　顔写真２枚（カラーで縦３㎝、横２．４㎝、無背景、正面・脱帽、上半身、撮影後６か月以内のもの）　うち１枚は申請書に貼付
・　宅地建物取引士証の返送用封筒（申請者が資格登録している住所・氏名を宛先とし簡易書留用の切手貼付した定形封筒）
・　更新前又は有効期間切れの宅地建物取引士証（お持ちの方のみ）
・　交付申請手数料として、大分県収入証紙４，５００円分（大分県収入証紙が入手できない場合は、現金書留による送付も可。）
＊　受講後３０日以内に宅地建物取引士証交付申請手続を行ってください。

６　宅地建物取引士証交付準備が整い次第(公社)全日本不動産協会大分県本部から
ご連絡致します。

【法定講習受講許可申請書送付先】
　大分県土木建築部建築住宅課
　〒８７０－８５０１　大分県大分市大手町３丁目１番１号
　℡０９７－５０６－４６８２（直通）
【宅地建物取引士証交付申請書送付先】
　公益社団法人　全日本不動産協会　大分県本部
　〒８７０－００２８　大分県大分市新町１９番１号　全日会館
　℡０９７－５３４－３８３９　Fax０９７－５３２－６７６５